

進化。  
出現する。  
確立する。

インド連合予算 2024-25

## 2024年度インド国家予算が海外居住者および外国企業に及ぼし得る影響

国家予算（Union Budget）は、主要な経済改革やインセンティブなど、国内で急成長する分野の将来性を示唆する。そこで、インド国内で事業を展開する外国企業やその子会社に影響を及ぼす可能性のある重要な改正を一部まとめた。

### 法人税率の合理化

- 2024年4月1日より、外国企業の法人税率を43.68%から38.22%に引き下げることが提案されている。これにより、最大付加税（maximum surcharge）および健康教育目的税（education cess）を考慮した後の実効税率が38.22%に引き下げられる。

- これは、国内で支店または恒久的施設を通じて事業を展開している外国企業、またはインドでEPCプロジェクトを実行する外国企業の税率が引き下げられることを意味する。この改正により、特にインド国内の子会社から受け取った配当が本国で課税対象となり、かかる配当に対する税額控除が本国では利用できない場合に、外国企業は支店という形式でインドに進出することも検討できるようになる。



## 2%平衡税 (Equalization Levy) の廃止

2024年8月1日より、国内居住者に商品やサービスを提供する海外居住の電子商取引事業者による電子商取引に対する2%平衡税 (Equalization Levy) を廃止することが提案されている。

- この改正は、最低課税に関する世界協定に関する「第1の柱 (Pillar One)」および「第2の柱 (Pillar Two)」の推奨事項の実施に向けたステップにおいて歓迎すべき動きとされている。インド政府による一方的な課税は、国内に顧客基盤を持つ海外居住のデジタル企業にとって大きな懸念事項の1つであり、海外居住者による登録、四半期ごとの支払い、および年次申告が必要だった。これは課税として導入されたため（つまり、直接税または間接税ではないため）、母国では控除を受けることができず、そのため企業の収益に直接影響を及ぼした。
- 電子商取引事業者に対する平衡税は廃止されたが、オンライン広告に対する6%の平衡税は継続される。ただし、この課税は、国内企業が海外のオンライン広告主などに支払いをする際には徴収し、支払う必要がある。

## 国際クルーズ船運航業者に対する特別税制

2024年4月1日より、国内クルーズ船に従事する海外居住者に対して、特定の税制が導入される予定で、既定の条件を満たすことで、総収入の20%がクルーズラインの収入とみなされることが提案されている（つまり、実効税率7%に適用される追加税およびセス (cess)）。さらに条件付きで、海外居住者が受け取るリース料も2030年3月31日まで免税されることが提案されている。

- 近年のクルーズ観光は大きな成長の可能性を示し、雇用機会を生み出している。この傾向を見ると、今回のような税制を簡素化する提案は不確実性を取り除き、国内に外国籍のクルーズ事業を誘致する可能性がある。

## エンジェル税 (Angel Tax) の廃止

- インドの税法では、非公開会社が国内居住者に公正市場価格を上回る価格で株式を発行した場合、税金が課されると規定されている。この規定が発動されると、株式の発行から受け取った公正市場価格を超える総額の対価が課税される。これは、国内の新興企業に投資するエンジェル投資家の意思決定に影響を与えたことから、エンジェル税と呼ばれていた。
- 2023年の国家予算では、政府はこれらの規定の適用範囲を国内の非公開会社に投資する海外居住投資家にも拡大した。これら規定の導入に対して、国際社会で大きな反響を呼び起こした。
- 最終的にエンジェル税は廃止され、2024年4月1日に発効した。
- この改正は待望されていた措置であり、FDIを通じて外国投資を確実に誘致し、投資先企業の税金およびコンプライアンスの負担を軽減し、国内の新興企業のエコシステムおよびビジネスのしやすさに前向きな影響を与えるものと期待される。

## 株式の買戻しは株主の手に渡った後に課税対象に

- 以前は、株式の買戻しで受け取った対価は株主の手に渡ると免税とされていた。一方、株式の買戻しに関与した会社は、実効税率20%に適用される付加税と課税額を加えた追加税を支払う必要があった。
- 今回、株式買戻し手続きは、資産の購入費用を控除することなく、2024年10月1日から適用される税率で配当金受領と同様に株主の手に渡ってから課税対象になることが提案されている。さらに、かかる費用は資本損失として扱われ、買戻しの年に他の資本利得所得と相殺するか、または8年以降に繰り越して相殺することができる。



- 株式の買戻しはみなし配当として扱われるため、海外居住投資家は、各租税条約に基づく配当の定義に従って、配当所得に対する租税条約で規定されている有利な税率を利用することを検討できる。さらに、こうした税金は母国でも税額控除として利用できるはずである。

株式の取得費用は資本損失として利用可能となり、資本利得所得との相殺に利用できる。

## 資本利得課税の変更

国家予算により、資本利得構造がシンプルかつ同一になるよう見直された。関連項目の概要は次のとおりである：

連番	資産の種類	長期資本利得税率	短期資本利得税率	備考
1	上場証券	12.5%*	20%**	LTCGとみなされる保有期間は12か月
2	非上場証券	12.5%*	適用税率	LTCGとみなされる保有期間は24か月

\* 以前の10%から増加

\*\* 以前の15%から増加

\*\*\* すべての税率は、適用される追加税および健康教育目的税によって増加する必要があることに留意

## 連絡事務所（Liaison office）による年次報告書の提出遅延に対する罰則

- 国内に連絡事務所を持つ海外居住者は、各会計年度の活動を詳述した報告書を会計年度末から60日以内に提出する必要がある。以前は、申告書の提出が遅れた場合の罰金は規定されていなかった。現在、3か月以内の遅延に対しては1日あたり1,000インドルピー、それ以外の場合には10万インドルピーの罰金を科すことが提案されている。

## 税務行政

### 係争中の訴訟に対する恩赦制度（Amnesty Scheme）の導入（「Vivad se Vishwas Scheme 2.0」）

提案された制度では、納税者は係争中の税金の額のみを支払う必要があり、係争中の税金を支払うか、2024年12月31日までに税額控除を放棄すれば、利息と罰金が完全に免除される。

2024年12月31日以降にこの制度を利用する人は、条件に従い、係争中の税金に加えて追加の税金を支払う必要がある。

国内のさまざまな団体によって訴訟が起こされている納税者は、この制度の恩恵を受けることができる。

### 国内税務当局による税務監査の開始期限の短縮

インドの税務当局は、最大3年前まで遡って詳細な税務監査を実施できる。一部の指定された事例では、最大10年前まで遡ることができる。

こうした時間制限は現在合理化されており、最大遡及期間は5年3か月に短縮されている。

## その他の措置

予算では一部の措置が発表されましたが、詳細は今後発表される予定である

- 政府はセーフハーバー条項（safe harbor provisions）をMNCにとってより魅力的なものにするを目指す。取引範囲の拡大、マークアップ（コストプラス）の削減、管理の簡素化に重点を置いた詳細な規則が発表される予定である。
- 既存の国内税法の簡素化 – インド税法は今後6か月以内に全面的に改訂される予定となっている。政府は、簡素化した簡潔な税法の導入に努めている。
- 国内税務当局による税務控訴の金額制限の引き上げ – これにより訴訟の削減に役立つ。
- 国内への投資を促進するため、外国直接投資制度の簡素化



## コメント

全体として、政府は引き続き緊縮財政政策を維持し、インフラの強化および雇用の創出のために、国内への設備投資の割り当てを増やしている。インドは引き続き世界で最も急速に成長している経済であり、世界経済の明るい兆しをけん引する。

平衡税やエンジェル税の廃止、資本利得税の見直し、税務行政の合理化などの措置により、引き続き外国投資が集まり、M&A活動が継続すると見込まれる。

インドでの事業展開を検討している外国企業、またはすでに進出している外国企業は、最近の変更を評価し、そこからどのような利益を得られるかを検討する必要があるだろう。

# Nexdigm (ネクスタイム)について

Nexdigmは、従業員所有の独立系グローバル企業で、世界中のクライアントに総合的なコンサルティングサービスを提供しています。問題解決に焦点を当て、多機能の専門知識により、お客様のためにカスタマイズされたソリューションを提供することができます。

私たちは、ビジネスサービスとプロフェッショナルサービスを含む、デジタル主導の統合ソリューションを提供し、企業のライフサイクルのあらゆる段階における課題解決を支援します。米国、ポーランド、アラブ首長国連邦、インドで直接事業を展開し、50カ国以上の多国籍企業、上場企業、非上場企業、家族経営の企業など、さまざまなお客様にサービスを提供しています。

当社のマルチディシプリナリーのチームは、ヘルスケア、食品加工、銀行・金融サービスなどに特に重点を置き、幅広い業界にサービスを提供しています。過去10年間、私たちは主要なグローバル市場において能力を構築し、活用することで、多くのクライアントに国境を越えたサポートを提供してきました。

創業以来、当社の創設者は価値観を重視する文化を広めてきました。プロフェッショナルな基準とパーソナライズされたサービス。強調点コラボレーションと倫理的行動により、お客様にサービスを提供することができます。誠実さを保ちながら、高品質で革新的な結果を提供します。私たちはとして活動します。クライアントのパートナーとしての役割を果たし、理解するために積極的な姿勢を貫きます。彼らのニーズと制約を考慮して、統合されたソリューションを提供します。品質Nexdigmは最も重要であり、当社はISO/IEC 27001 認証を取得しています。情報セキュリティと品質に関するISO 9001 認証を取得管理。

当社は長年にわたり、次のような世界的な組織から認められてきました。国際会計速報およびユーロマネー出版物、世界の商業と契約、エベレストグループピークマトリックス®評価2022、調達アウトソーシング(PO) および財務向けおよび会計アウトソーシング(FAO)、ISG プロバイダーのレンズクアドラント 調達BPO および変革サービスとグローバルの2023年英国調達協会(GSA)。

Nexdigm は、ビジネスの新しいパラダイムへの私たちの突入に共鳴します。それはThink Nextへの私たちの取り組みです。

USA Canada Poland UAE India Hong Kong Japan

アメリカ・カナダ・ポーランド・アラブ首長国連邦・インド・香港・日本



[www.nexdigm.com](http://www.nexdigm.com)

お問い合わせはこちら [ThinkNext@nexdigm.com](mailto:ThinkNext@nexdigm.com)

Contact us

Hamamatsucho Daiya Building, 2nd Floor,  
2-2-15 Hamamatsucho, Minato-ku, Tokyo 105-0013 Japan  
T: +81 3 6683 8393

東京都港区浜松町2丁目2番15号  
浜松町ダイヤビル2F 〒105-0013  
電話: 03 6683 8393

Follow us on



すべての主要なプラットフォームでポッドキャストを聴くことができます。

このパンフレットにはNexdigm社の専有情報が含まれており、Nexdigm社の書面による事前の許可なく、そのままの形で複製またはさらに他者に開示することはできません。本パンフレットに記載されている情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。本パンフレットに記載されている情報を信頼したことにより発生した損失や損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。